

姓氏辨
附・皇朝名字辨

大槻玄幹自筆

洋学文庫
文庫8
A 291



43-7208(3)

大觀玄幹年澤

姓氏辭



大槻文庫

余弱冠より和漢姓氏の辨別を全
 かつて自らも考ふるに明解を掲げ
 こと年々を著し之を**貴皇國**のしる
 しが和といふものには**貴皇國**の姓氏を同
 じしものと思ひしを和漢といふは
 是は之を別ちぬれしとあるものなり
 と辨くするに因りて**近比**を別を衣
 明しし**年々**と疑はらるぬ
 此のしるしは和漢といふなり又此國取名

の辨を附て一巻の草子とありて
り傳々々々々々々々々々々々々々々々
天保二年五月十九日朝臣姓
平族大槻氏一冊復記す

姓氏辨

カバ子といふは骨骸の義又爵位の義ありカ
バ子姓を賜りしは官爵を賜りてしにして
一人一世を限れるものありは一人の身に
着よるものカバ子とはりあり但祖先
一といひカバ子と賜りしは子孫有爵の人
カバ子氏は名置するも皇朝の古式あり
カバ子氏は名置するも皇朝の古式あり
カバ子といふ者もカバ子ありて倫ありは
カバ子といふもの上古に員も定むら

お録倉以末武家子假苗或い假名と
よのし来りて今さくらをさし苗字假名
とよありておはてふの武士治氏も平氏
いらいありてなほれ其平れ其とれ名
おてハ結らひ〜と家ハ別れさるる
生の地名假木の地名をいふがのとよは降てを
た始れりさぬハ假苗といふあり先祖
の家もあるわがに比ぶて假苗といふ
おがハ子と賜ふあれも武將に下下ハ假苗
と作らるると思ふありと家もて成原
許す

氏と分川と近傍之條子の家号と用名と武家の假苗と
同〜とてはさるる人の御事と姓〜とさす
氏とさるるは修之氏と假名の別〜とさす
皇朝割判〜皇統終〜代姓の百〜とさす
あり有爵の人皆姓氏あり武家ハ氏〜とさす
古来わがた子とて皇女氏の文字と假借すれ
皇の姓ハ月割女坊のりを用ひ皇朝の姓ハ門代氏
貴をわがめ子月名とハ族ハ〜とさす
是を分用するは平族假苗氏 平族徳川氏
とさすこと月割と姓と修之其賢と

西土姓氏辨

春秋隱公八年傳曰無駭卒羽父請諡與族公問族於衆仲衆仲對曰天子建德立諸侯以爲因生以賜姓因其所由生以賜姓謂諸侯之土而命之氏報之以土而命氏諸侯以字爲其臣因氏其文字字爲諡因以爲族人之便諡稱以爲官有世功則有官族邑亦知之謂取其邑之稱以爲族公命以字爲展氏諸侯之子稱皆稟之皆君公孫之子以王父字爲氏無駭公子展之孫故爲展氏姓者生也族者屬也氏猶家也氏族一也

別而稱之謂之氏合而言之則曰族猶舉其人則云華氏向氏并指其宗則云戴族桓族是也賜族雖以先人之字或用先人之謚号稱以爲族衛齊惡宋戴惡之類是也云以官爲族若晉士氏中行氏之類或以所封之邑若趙氏魏氏之類云

左傳按本
顧寧人亭林集中有存姓一論其說殊爲詳明今附于此原姓云男子稱氏女子稱氏一再傳而可變姓千萬年而不變貴者國君無氏不稱國踐土之盟其

顧寧人亭林集中有存姓一論其說殊爲詳明今附于此原姓云男子稱氏女子稱氏一再傳而可變姓千萬年而不變貴者國君無氏不稱國踐土之盟其

西土姓氏辨

春秋隱公八年傳曰無駭卒羽父請諡與族公問族於衆仲衆仲對曰天子建德立諸侯以爲因生以賜姓因其所由生以賜姓謂諸侯之土而命之氏報之以土而命氏諸侯以字爲諡因以爲族人之便諡稱故其臣因氏其文字字皆稟之君公命以字爲族氏諸侯以字爲族諸侯之子稱爲氏無駭公子展之孫故爲展氏姓者生也族者屬也氏猶家也氏族一也

別而稱之謂之氏合而言之則曰族猶舉其人則云華氏向氏并指其宗則云戴族桓族是也賜族雖以先人之字或用先人之謚号称以爲族衛齊惡宋戴惡之類是也云云以官爲族若晉士氏中行氏之類或以所封之邑若趙氏魏氏之類云云

右左傳校本

顧寧人亭林集中有原姓一篇其說殊為詳明今附于此原姓云男子稱氏女子稱姓一再傳而可當及姓千萬年而不變最貴者國君三無矣稱國踐土之盟其

載書曰重^晉魯申衛武蔡甲午鄭捷齊潘宋王
臣莒期荀偃之稱齊環衛太子之稱鄭勝晉
午是也次則公子公子無氏不稱氏稱公子
公子彊公子益師是也最下者庶人庶人無
氏不稱氏稱名然則氏之所由興其在於卿
大夫乎故曰諸侯之子為公子公子之子為
公孫公孫之子以王父字若謚若邑若官為
氏氏為者類族也貴也考之於傳二百五
十五年之間有男子而稱姓者于無有也女

子則稱姓古者男女異長在室也稱姓冠之
以叙叔隗季隗之類是也已嫁也於國君則
稱姓冠之以國江芊息媯之類是也於大夫
則稱姓冠以大夫之氏趙姬盧蒲姜之類是
也在彼國之人稱之或冠以所自出之國若
氏驪姬梁嬴之於晉顏懿姬駸聲姬之於齊
是也既卒也稱姓冠之以謚成風敬嬴之類
是也亦有無謚而仍其在室之稱仲子少姜
之類是也范氏之先自虞以上為陶唐氏在

夏為御龍氏在高為承韋氏在周為唐杜氏
士會之帑處秦者為劉氏夫槩王奔楚為堂
谿氏伍員屬其子於齊為王孫氏智果別於
太史為輔氏故曰氏可變也孟孫氏小宗之
別為子服氏為南宮氏仲孫氏小宗之別為
叔仲氏季孫氏之支子曰李公鳥李公亥季
寤稱季不稱孫故曰貴也魯昭公娶於吳
為同姓謂之吳孟子崔武子欲娶棠姜東郭
偃曰男女辨姓今君出自丁臣出自桓夫崔

之與東郭氏異昭公之與弟昧代遠然同姓
百世而昏姻不通者周道也故曰姓不變也
是故氏為者所以為男別也姓為者所以為
女防也自秦以後之人以氏為姓以姓稱男
而周制止而族類亂作原姓

皇朝古重種姓撰姓氏錄等書使不相混近世藩
氏諸公或取皇孫為嗣不獨亂種姓又違古制
亦可一歎

俗甚貴門地其原蓋由分別種姓而然也近世士

大夫異姓相養互為繼嗣種姓混亂不可識別
所謂門地者亦有名無實也識者須明其族譜
以正其種姓

所

皇朝名字辨

皇朝古代の各のこまに字ありし處あると教人
のあらずに於るは中をたす所改命するに印名
とを所用とすともありし名を改め又名
系とみるに相嫡子のたすに男に二所三男の

三所以下推して知るるを一とす所の子にたす
二所のよに小次郎と又氏と冠らるるあてはたす
平次郎とらと又平三の嫡子と居たといひ二男と
平次として嫡子と居氏の人小島間子親坊
れと一と二男と平次と居つ
の中は五郎あると在の
の名乱れ一は是より始むるあるを一又官
人の官名と似て通稱とを一あるに印名を
相^相官名も数ありしは別れ易けれは氏の字を
加て五位の人にはたまに又居氏に居たり

△又女名の取
或新清才
細言亦深
石字右近
用防るは
女名を呼ぶ
名をとせし
あり

兵兵場など扱てゑるが、
ゆゑ人の字は、
後理の之他、
の字と混して、
らすや、
官名の頭字を、
常の字を、
官名之國名と、
權介と權介と、
市正と市正と、
帯刀先を、

武家子用と
石字の呼ぶ名
りして、
起る名

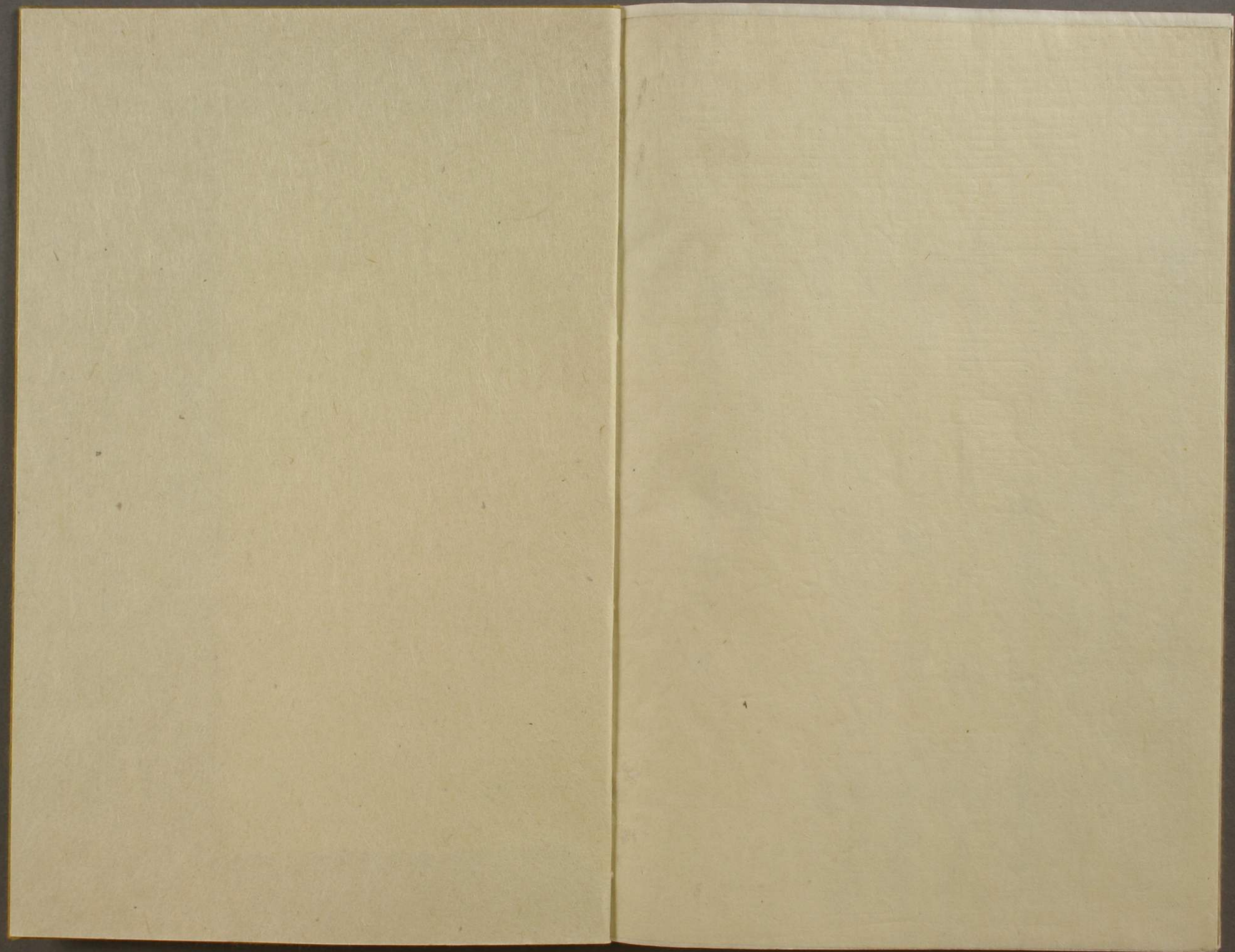
又石字ならんと、
と六兵場七兵場と、
武間よ之の字と、
常の字と、
半石字を、
公家の衰微、
前より、
頭字の下、
武家の官名、
ゆくは、

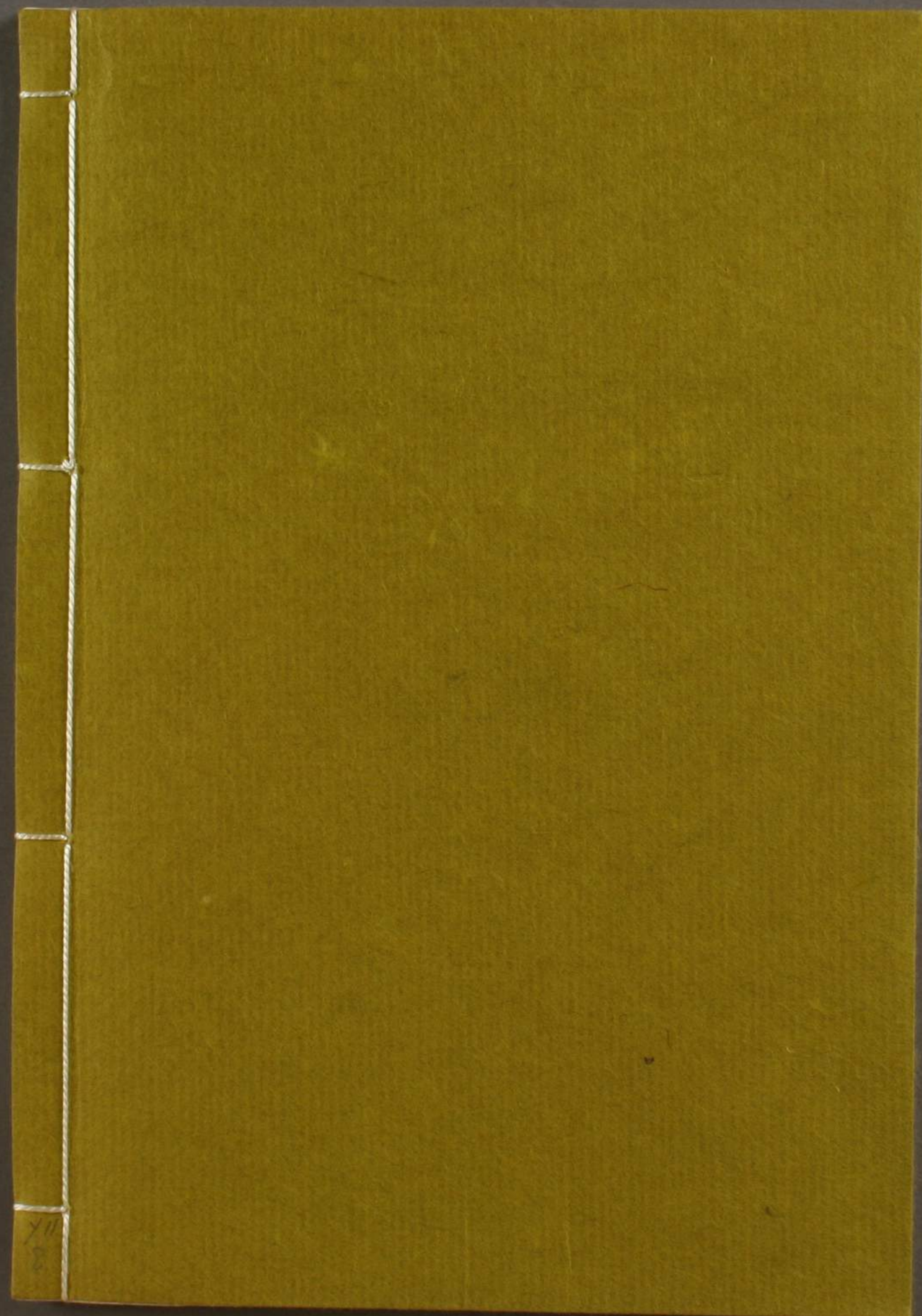
此の姓名を用ひしをいふ理ありて駁す
利度正しからざるより致す不と
いふもふし認めざる起原と論する人
をけりし事なれども茲に辨じし事
あり

尚代武家えは服の制と信位はといふを
四品、将衣五位、大紋五位以下、布衣、侍士、
五、後と定め給へども、名名の制あり、余の輩
私議するも、嗚呼、かゝる事、れど四位は
は國名、万石以下の五位は國名、下、月、少、或

子、官名、の、頭
と、思、は、れ、る、の、字
と、な、り、て

は、權、の、權、と、用、ひ、を、一、万、石、以、下、の、五、位
は、國、名、と、用、ひ、を、守、令、と、つ、け、ま、す
名、名、を、用、ひ、を、布、衣、以、下、は、ま、ま、官、名、
と、同、い、を、布、衣、以、下、は、布、衣、以、下、の、
頭、は、免、敷、の、名、の、一、字、を、加、て、附、く、を、
唐、人、ハ、一、二、三、の、數、字、の、と、思、は、れ、る、の、字
如、く、何、一、何、二、と、名、の、を、用、ひ、は、人、ハ、一
字、名、と、思、は、れ、る、の、字、を、用、ひ、は、事、ハ、
平、人、と、分、り、を、四、位、以、下、の、信、臣、ハ、家
老、以、上、の、家、老、の、者、ハ、國、名、家、老、以、下、ハ、名、





11
2